



『医療従事者を対象とした新型コロナウイルス感染症に対する労災等の取扱いについて』

今般の新型コロナウイルス感染症に関して、厚生労働省Q&Aでは「業務または通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象」としています。

傷病手当金については、業務外の事由により新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養のため業務に服することができなくなり業務に服することができない日（待機後）に対して支給されますが、職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことにより休業し、業務に服することができない期間については、傷病手当金は支給されません。

傷病手当金は、業務災害以外の理由による疾病・負傷等の療養のために、あくまでも被保険者（労働者本人）が業務に服することができない場合に支給されるもので、被保険者が労務不能と認められる状態でない限り支給対象とはされないこととなります。

したがって、家族が感染し濃厚接触者であった労働者に、職場から出勤停止の命令が出た場合の自宅待機の期間であったとしても、労働者本人が業務に服することができない状態であると認められないため、このような場合、支給対象とはなりません。

感染症の労災認定の業務上の判断は、労働基準法施行規則35条別表第1の2第6号1又は5に基づきなされています。

労働基準法施行規則35条別表第1の2第6号1「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」で想定しているのは、「患者の診療もしくは看護の業務などによる伝染性疾患」としていて、医師や看護師などの医療従事者を対象としています。

厚生労働省からの発文書（新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて（基補発0428第1号 令和2年4月28日））によると、

2 具体的な取扱いについて

医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象になる、と書かれています。

ここでいう「明らか」の解釈ですが、「業務起因性の推定は困難」としたうえで、「有害因子へのばく露条件や身体的素因等を検討した結果、個別に業務と当該疾病との間に相当因果関係が客観的に認められる疾病」とし、業務上疾病で取り扱うとの意とされています。

未だ、医療機関ではひっ迫した状況が続いています。万が一新型コロナウイルスに感染してしまった場合の対応について、医療従事者の方が不利益を被ることのないように、検討してみてください。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 村口 義博 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索